

介護シリーズ5 福祉用具利用と住宅改修について

平成30年12月 社会福祉士A

介護シリーズの最終章として福祉用具利用や住宅改修の進め方について説明させていただきます。

福祉用具の利用や住宅改修の場合は、まず『ケアマネージャーか地域包括支援センター』に相談される事をお勧めします。

適切な福祉用具の選定・必要な住宅改修についてのアドバイスや専門業者を紹介してもらえます。

1. 福祉用具利用について

介護保険で利用できる福祉用具とは、車いすや歩行器など、高齢者の生活を助ける用具を云います。

介護保険を利用すると費用の1～3割の自己負担で借りたり（レンタル）、購入したりできます。

尚、レンタルの場合は、事業者により異なりますが、商品ごとに上限額が決められています。上限額を超える商品を借りると全額自己負担になるので注意が必要です。

また、体の状態が変化することが予測される場合は、購入よりも途中での商品の変更や解約が出来るレンタルでの利用が便利です。

その他にもレンタルの場合は、事業者が定期的に自宅を訪れ、故障がないか、体の状態に合っているかなど確認してくれるメリットがあります。

—介護保険で利用できる主な福祉用具—

<レンタル>

◇要介護2以上（原則）の場合（*印は後で述べる住宅改修を伴います）

*手すり・*スロープ・歩行器・歩行補助杖・車いす・介護ベッド・
床ずれ防止用具・*移動用リフト、など

◇要介護4・5（原則）の場合

*自動排せつ処理装置

<購入>

ポータブルトイレ・入浴用いす・簡易浴槽等、これらは、レンタルで利用できませんので購入が必要です。

—次ページ「2. 住宅改修について」に続く—

2. 住宅改修について

介護が必要になった場合、**自宅で安全に暮らし続けるために住宅改修が必要になって**来ます。 玄関やトイレに手すりを付けたり、開き戸を引き戸に換えたりすることで、**被介護者の生活の自立を支えると共に介護者の負担を抑える事**にもつながります。

《住宅改修の流れ》

- ① 要介護認定を受け、ケアマネージャーか地域包括支援センターに相談。
- ② 複数の施行業者に依頼してプランや見積りの提示を受ける。(重要！)
- ③ 業者を選定して契約。(業者が、必要書類を市町村へ提出)
- ④ 着工して完成。 業者に工費全額を支払う。
- ⑤ 業者が完成写真などを市町村に提出。(完了報告)
- ⑥ 費用の7～9割が、市町村より払い戻される。

《住宅改修に掛かる費用》

住宅改修に掛かる工費は要介護度に関わらず**1人原則20万円**までで、数回に分けての活用も出来ます。 **所得に応じて1～3割を自己負担するが20万円を超えると超過分は全額負担**となります。 改修費用は、一旦、全額施行業者に支払い、後で市町村から保険負担分が払い戻されるのが基本です。

例) 工費は28万円。20万円の自己負担分(2割とする)4万円と**超過分8万円の計12万円の負担**となります。

—介護保険の対象となる改修工事—

- ① 手すりの取り付け
- ② スロープ設置などによる段差の解消
- ③ 移動しやすい床材などへの変更
- ④ 扉の取り換え
- ⑤ 和式から洋式への便器の取り換え+上記の改修に付帯する工事

(あしがき)

介護についてのお話は、このシリーズ5を持ち終了させていただきます。

会員の方が、介護が必要になった場合だけでなく、そのお連れ合い・ご両親などの介護にも役立つことになれば幸いです。

介護のお世話にならずに人生を終得られればそれに越したことはありません。 そうであることを願いたいものですが、そのためには、普段から足腰を鍛えたり、認知症予防の努力を生活習慣として行って行くことが必要ですね。

お互い介護のお世話にならずにいつまでも日常生活を送れるよう頑張りましょう！